

令和元年度 緑区対話集会開催概要（7月）		
No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>① 浦和大学前の押しボタン信号機を感知押しボタン信号機か通常信号機に変更できないか。抜け道として利用する方が増えたのと、ルーテル学院の通学バスも利用している。</p> <p>② 463バイパスから木傘神社経由、大崎公園に抜ける大型車両が時折通行する。通学路になっているので、大型車両進入禁止に出来ないか。又は、463バイパスから木傘神社に向かつての道路にスピード落とせ等の道路標示が出来ないか。</p>	<p>① ご指摘いただきました「信号機の変更」につきましては、所管が浦和東警察署となっております。 緑区役所くらし応援室から浦和東警察署交通課には、要望書を作成して提出したところです。</p> <p>② ご指摘いただきました「463バイパスから木傘神社経由、大崎公園に抜ける間の道路標示」につきましては、現地を確認いたしました。 緑区役所くらし応援室といたしましては、「大型車は通行をご遠慮ください」という大型車両が通行することを遠慮して頂けるようお願いする看板と、通行する車両に対してスピード抑制の注意喚起の看板を設置する方向で検討してまいります。</p> <p>【① 信号機の変更等について 浦和東警察署</p> <p>②交通安全標識の設置について 緑区くらし応援室】</p>
2	<p>県道105ファミリーマート北側道路入り口について 七里方面より川口方面に来た場合、右折しにくく、渋滞になりやすい。中野田入り口信号の大門方面より七里に向かう停止線を後ろに下げ、右折しやすくし、渋滞になるのを防ぎたい。</p>	<p>ご指摘いただきました「県道105ファミリーマート北側道路入り口に設置してある停止線の位置変更」につきましては、所管が浦和東警察署となっております。 緑区役所くらし応援室から浦和東警察署交通課に、要望書を作成して提出したところです。</p> <p>【浦和東警察署】</p>
3	<p>① 青山苑入口信号機のT字路のガードレール修復</p> <p>② 美園陸橋東側の道路幅が狭くなっています。通学路になっているので、交通標識(学童注意、スピード落とせ など)をお願いします。</p>	<p>① 緑区くらし応援室土木担当から修繕を発注し、6月26日に施工済みです。</p> <p>② ご指摘いただきました美園陸橋東側に、「この先、幅員狭し、スピード落とせ！！」や「学童に注意！！スピード落とせ！！」という注意喚起の看板を設置します。</p> <p>【緑区くらし応援室】</p>

令和元年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
4	<p>① カインズ(美園1-11)、サン商事(美園1-3)付近の交差点において、一時停止の交通標識(寺山陸橋より降りて来た所)若しくは点滅信号の設置を要望致します。</p> <p>② 浦和美園駅より美園2丁目、1丁目、埼玉スタジアムを循環するコミュニティバスの運行を要望致します。</p>	<p>① ご指摘いただきました「一時停止の標識若しくは点滅信号の設置」につきましては、所管が浦和東警察署となっております。緑区役所暮らし応援室から浦和東警察署交通課に、要望書を作成して提出したところです。</p> <p>② 【コミュニティバスについて】さいたま市では、コミュニティバスや乗合タクシーを「路線バスが不十分な地域へ導入する補完交通」と位置付けております。コミュニティバス等の導入にあたっては、コミュニティバス等のコンセプトやサービス方針、市民、事業者、市の役割分担、導入の進め方などを示した「コミュニティバス等導入ガイドライン」に基づき、取組を進めることとしております。コミュニティバス等の新規導入を希望する場合は、ガイドラインに定めている検討対象地域の要件を満たしていることやコンセプトに合致するものかどうか確認した上で、検討を行うこととしておりますので、詳しくは交通政策課(829-1054)までお問い合わせください。なお、当ガイドラインでは、検討対象地域を次のとおり定義しています。</p> <p>【検討対象地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通空白地区 市街化区域内で、鉄道駅から1km、路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区 ○交通不便地区 市街化区域内で、路線バス停留所(24便/日未満)から300mのサービス圏内の地区、かつ、鉄道駅から1km、コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区(29-1054)までお問い合わせください。 <p>なお、当ガイドラインでは、検討対象地域を次のとおり定義しています。</p> <p>【検討対象地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通空白地区 市街化区域内で、鉄道駅から1km、路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区 ○交通不便地区 市街化区域内で、路線バス停留所(24便/日未満)から300mのサービス圏内の地区、かつ、鉄道駅から1km、コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区 ○市街化調整区域内の既成市街地 市街化調整区域内で、H27国勢調査時点の人口密度が2,000人/km²以上の地区、かつ、鉄道駅から1km、路線バス(24便/日以上)・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mサービス圏域外の地区 <p>【① 停止線等の設置について 浦和東警察署</p> <p>② コミュニティバスについて 都市局都市計画部交通政策課】</p>

令和元年度 緑区対話集会開催概要（7月）		
No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
5	<p>① 地区内の早急な道路整備 「暮らしの道路整備」を申請し・通知を受けている道路について、可能であれば、整備を早めてほしい。</p> <p>② 自転車通学路における注意喚起と標識、カーブミラーなど 地区内の道路は、浦和東高校と浦和学院高校の通学に利用されている箇所があり、事故を招く箇所がある。</p> <p>③ 道路不具合の整備 浦和学院のサッカー部寮前道路 浦和東高校南側道路と天久保用水沿いの道路の交差点（水道局がある箇所）</p>	<p>① 平成31年4月8日付で「暮らしの道路整備について（通知）」の書面を寺山自治会長宛に送付させていただきました。工事に着手するには、事前に調査、測量、設計を実施する必要があり、その測量設計業務を令和2年度以降にて実施する予定となっております。その後、分筆及び所有権登記を行った後に工事を発注しますので、整備時期は令和3年度以降になります。 ご要望されている皆様方におかれましては、お待たせして申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>② ご指摘いただきました「地区内の道路への 自転車通学路における車両に対する注意喚起看板や道路反射鏡（カーブミラー）の設置につきまして、現地を確認いたしました。 今後、可能であれば地元自治会ご担当者様に現地でお立会いいただき、必要に応じて、注意喚起の看板や道路反射鏡を設置いたします。</p> <p>③ 緑区くらし応援室土木担当で、今年度補修いたします。（7月下旬予定）</p> <p>【① 暮らしの道路整備について 建設局南部建設事務所道路安全対策課 ② カーブミラー等の設置について ③ 道路の修繕について 緑区くらし応援室】</p>
6	<p>○ 行政に対する質問事項 緑区中尾自然緑地公園の清掃ボランティア「さいたまみどり愛護会」から出された燃えるゴミやコンクリート石などの不燃ゴミが、公園の一角にある駒前自治会管理のゴミ置き場の外側に長期間置かれ、増え続け放置されている。そこに生活ゴミを出している地域住民から、自治会にクレームが絶えない。区役所に申し入れると、そちらの管理は南部公園管理事務所が管轄しているため、そちらに言ってほしいとの事。・・・できれば管理事務所に一報をいれてもらえないのか？ 清掃ボランティアより出されたゴミは、焼却場へ処分するように指導がいかされていない。 今後の課題として清掃ボランティアに個別の、直接対応・指導願いたい。 又、その後一度は状況の確認ができないのか？</p>	<p>緑区の中尾第一及び第二自然緑地では、市で管理する緑地で保全活動を行うボランティア団体「さいたまみどり愛護会」の方々が定期的に作業しています。 また、愛護会の保全活動で生じたゴミは、南部都市公園管理事務所の管理課で収集を行っています。 ご質問にあります駒前自治会管理のゴミ置き場外側のゴミについては、南部都市公園管理事務所管理課で現地を確認しており、現在処分方法について検討中です。 また、愛護会以外の方々ゴミを捨てていくこともあることから、管理課で不法投棄禁止の注意看板を設置しています。 なお、愛護会のゴミ置き場の位置は現在変更しています。</p> <p>【都市局都市計画部みどり推進課】</p>
7	<p>○ 行政に対する要望事項 最近区画整理された道路は、標識や停止ペイントされているが、昔の農道である狭い道路から公道や私道に出る道路は、一切停止表示がされていない。特に、駒前地区の通学路、生活道路には「停止標識表示」について検討願いたい。</p>	<p>ご指摘いただきました駒前地区内の道路につきまして、お住いの皆様の日頃から気になっている箇所や危険だと思われる場所に注意喚起の看板や路面表示等の設置をしたいと考えておりますので、希望がございましたら、緑区役所くらし応援室にご相談ください。 ご要望を受けまして、現地を確認させていただき、一緒にご相談させていただきながら、必要に応じて設置させていただきます。 なお、「一時停止の標識」等、交通規制に関わることは所管が浦和東警察署となりますが、緑区役所くらし応援室としても一緒に考えてまいります。</p> <p>【浦和東警察署】</p>

令和元年度 緑区対話集会開催概要（7月）		
No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
8	<p>○ 行政に対する要望事項 商業振興課にお願い スーパーやオコより車両の混雑解消のため、出入り口を裏道に新設するに当たっては、脇道の広さ、生活道路、通学路を十分考慮し、且、関係住民の同意を取るように要望する。</p> <p>【確認(聞取り)事項】 自治会としては、裏道に出入り口を設けることは積極的ではない。裏道は幅員の狭い生活道路となっており、東西の通りは見通しが悪く、事故が起きる可能性が高い。また、通り抜けられるようにすることで、463号線の混雑を避けるために、裏道の交通量が増える恐れがある。 自治会員の方の中で、裏道への出入り口の新設に関する話を聞いたことがあると伺ったため、そのような際は丁寧な住民説明をお願いしたい。</p>	<p>店舗が出入口の新設などを行う場合、当課では、大規模小売店舗立地法(以下、法)に基づく変更届書を提出するよう指導しており、変更内容によっては、法に基づく住民説明会も開催するよう指導しています。 出入口の新設などの変更については、当課で決定や許可ができるものではありませんが、事前に当課と協議をするよう事業者をお願いしています。 その協議の際、生活道路のような狭い道に來退店車両を通さない等、周辺の生活環境に配慮した店舗運営や、住民の理解を得るための対応を行うよう指導しています。</p> <p>【経済局商工観光部商業振興課】</p>
9	<p>○ 自治会集会所助成金事業の補助対象の拡大を望む。 建替、新築等の場合、横浜市・千葉市に比べて補助の対象が限定的で、補助対象を増やしてほしい。</p> <p>① 外構工事について 現在対象外ですが、補助金交付の要件には高齢者・障害者に配慮した手摺り・スロープ等の設置が義務づけられており、外構工事費の負担が増えている。 一方、横浜・千葉市では外構工事費の一部費用を補助対象にしている。 上記を勘案して、外構工事費の該当部分だけでも補助対象項目に入れて欲しい。</p> <p>② 2回目以降の建て替え・新築への補助金 さいたま市: 1回目だけ、2回目以降は補助の対象外 横浜・千葉市: これに関する記載なし(2回目以降も対象?) 自治会は数十年後も活動を続けていくとすれば、会館の建替は必須であり、建替・新築に対して2回目以降の補助対象に見直して欲しい。</p>	<p>① 自治会集会所整備の際、建物本体(玄関等)と接続しているスロープやそれに付随する手すりについては、補助の対象としております。</p> <p>② 建て替え、新築の際の補助金につきましては、金額も大きいことから、市の財政負担を考慮し、1回限り(旧市の交付は除く)とさせていただいております。 今後、他市事例等も参考としながら検討を行ってまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>

令和元年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
10	<p>○ 行政に対する質問事項 浅間下自治会内の排水路の悪臭に対し、どのような取り組みを行っていますか。浄化槽使用者への行政の取り組み及び指導を聞きたい。 2017年12月に環境対策課と浅間下自治会で悪臭についての打合せをもったが、改善につながっていません。 ※ 該当の排水路は大牧1405-2から大牧1398-15を走る水路であり、2018年5月から2019年2月の間に40日超悪臭が生じておりました。</p> <p>○ 行政に対する要望事項 自治会内及び自治会周辺の浄化槽使用者への定期的検査、測定、巡視及び立ち入り指導をお願いしたい。 浄化槽使用がなくなるまで、行政にて排水路に定期的(毎月又は毎週)に防臭剤を投入する。その予算を確保する。</p> <p>○ 意見・提案 原因は生活排水の垂れ流しだと思われる。下水道法10条に抵触しているが、同法に罰則規定がないことは承知している。 地形から、発生源は当自治会内のほかに隣接自治会区域も考えられる。 下水道部は下水に接続していない家庭を把握していると思う。であるなら、環境局と連携することによって解決を図ってもらいたい。 生活排水の垂れ流しは衛生面での問題があると同時に、最終的には芝川を経て荒川・東京湾に流れ込むわけで、環境保全の面からも由々しい問題であると思う。 該当家庭は「事情があって」下水に接続していないのだと思う。その「事情」に介入するつもりはないが、「浄化槽の管理」(＝薬剤投入)程度のごことは市として指導できるのではないかと。</p>	<p>・浄化槽使用者への取組み及び指導について これまで住民の方や自治会より悪臭のご相談を受け、現地確認や浄化槽の維持管理状況の確認等を実施しております。 ご指摘のとおり、適正に維持管理のなされていない浄化槽からの汚水は排水路から発生する悪臭の原因の一つとなるため、下水道に接続するまでの間は、浄化槽の維持管理を適切に行うよう、地元のご協力をいただきながら引き続き啓発、指導を実施していきます。</p> <p>・排水路の清掃対応 等について 定期的なパトロールまたは周辺住民からの要望を受けて現地を確認させていただき、清掃の必要性があると判断できた場合に、清掃対応をさせていただきたいと考えております。 また、本箇所は公共下水道が整備されている供用地域であることから、浄化槽を使用されている方々に対しての公共下水道への接続の啓発を引き続き行ってまいります。</p> <p>【浄化槽使用者への取組み及び指導について： 環境局環境共生部環境対策課 排水路の清掃対応 等について： 建設局南部建設事務所下水道管理課】</p>
11	<p>○ 行政に対する質問事項 下山口地区の下水道の整備時期と接続について 現在下水道がさいたま市は八丁地区、川口市は木曾呂地区が完了し、間に挟まった下山口地区のみ未整備となっている状況です。 下水道整備に関する測量が始まり、近々整備工事が始まると感じておりますが、下山口の用水の東の地区(ハザードマップで土砂崩れの恐れのある地区)の整備時期について心配しております。時期及び接続地域を教えてください。 (川口からの接続か？さいたま市からの接続か？も含めて)</p>	<p>下山口地区の用水の西側の地区におきまして下水道の整備に向けた調査を行っているところですが、ご質問の用水の東側の地区におきましては、下水道の計画区域の外になることから、公共下水道の整備予定はございません。</p> <p>【建設局下水道部下水道計画課】</p>

令和元年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
12	<p>○ 行政に対する要望事項 電柱に地番表示を掲示して頂きたい。 最近見沼田んぼ地域でも、撮り鉄や家庭菜園、ウォーキングの人等この地区を訪れる人が増え、事故・事件が多くなってきております。事故や事件で119番や110番通報をする時、田んぼ地区は住所がなく、現在地を伝えるのが非常に難しい地区となっております。主要電柱(主要地)に地番の掲示があれば、現在地の伝達が容易になると考えられますので、検討をお願い致します。 (緊急通報時、他の方法で現在地を伝えられれば、それでも可)</p>	<p>現在、電柱等に地番を掲示する街区表示板については、住居表示実施地区及び区画整理に伴う町名地番整理を実施した地区において、市街地の地番を表示するために設置しております。 見沼田んぼ地域につきましては、建物等が少なく市街地とは言い難いため、街区表示板の設置を行う予定はございません。</p> <p>なお、緊急通報時に、現場の所在地をお伝えいただく方法として、救急指令センターでは下記をお願いしておりますので、御参考としてください。 ① 携帯電話で通報していただいている場合は、携帯電話のGPS機能をONにしてください(通報時に、GPS情報がセンターに提供されます)。 ② 現場に複数の協力者がいる場合は、お一方に目印となる建物や大通りで待機していただき、現場まで誘導していただく。 ③ 付近に電柱がある場合は、電柱番号をご教示いただく。</p> <p>【電柱の地番表示について： 市民局区政推進部</p> <p>その他の通報方法について： 消防局救急指令センター】</p>
13	<p>○ 農道入口に「軽トラ以外通り抜不可」の標識を 下山口地区には幅の狭い農道がたくさんありますが、No.12と同様地区を訪れる人が多くなった事と、カーナビの普及により、軽トラしか入れない農道に入り、田んぼに落ちる車を見かけます。事故未然防止の為、「軽トラ以外通り抜不可」の標識の掲示を検討して頂きたい。</p>	<p>下山口地区内の幅の狭い農道につながる道路における事故未然防止の為の「注意喚起の看板」の設置についてですが、先日6月14日(金)に自治会長様にお立会いいただき、現地を確認しました。 緑区役所くらし応援室といたしましては、「この先幅員狭い！車両の通り抜けが出来ません」という注意喚起の看板を制作し、対応してまいります。</p> <p>【緑区くらし応援室】</p>